

学則第5章 履修、卒業の認定

(出席)

第18条 学生は、出席すべき日数の3分の2以上出席しなければならない。

(履修)

- 第19条
- 1 学生は、第3章に定める科目を履修しなければならない。
 - 2 放送大学やその他の大学もしくは高等専門学校または以下の資格に係る学校もしくは養成所で、指定規則別表第3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で履修を認めることができる。(歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技師、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士)
 - 3 社会福祉士及び社会福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、学院における教育内容に相当すると認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3に定める基礎分野の履修にみなすことができる。

(学習の評価および単位)

- 第20条
- 1 学習の評価は、学科試験、実習成績により行い、別に定める成績をおさめた者に単位をあたえる。ただし、出席日数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。
 - 2 成績の評価は4段階方式とし、A、B、Cを合格と認定する。
 - A 100点～80点
 - B 79点～70点
 - C 69点～60点
 - D 59点以下
 - 3 評価規定については、別に定める。

(卒業)

第21条 学院長は所定の全課程を修了した者に対し卒業証書(様式第11号)を授与

する。

(専門士の称号)

第 2 2 号 前条の規定による所定の課程を修了した者に対し、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

評価規定

第 1 条 学則第 2 0 条に基づき、評価規定を次のとおり定める。

(成績評価)

第 2 条 成績の評価は次の各号により行う。

- 1) 学科試験
- 2) 臨地実習評価

(試験の時期)

第 3 条 試験の時期は次のとおりとする。

- 1) 学科試験は授業科目終了後に行う。ただし、必要と認める場合は、随時行うことができる。

(試験の方法)

第 4 条 試験の方法は筆記試験、面接試験、レポートおよび実技試験のいずれかとし、場合によってはこれらを併用することもある。

(受験資格)

第 5 条 当該試験科目の所定授業時間数の 3 分の 2 以上出席していなければ試験を受けることができない。

(不正行為の扱い)

第 6 条 試験において不正行為をした者に対しては、不正した科目の単位を認めない。

(追試験)

第 7 条 1 疾病、その他やむをえず試験を受けられなかった学生について、事前に連絡のあった者は、追試験受験願（様式第 9 号）に証明書類を添えて願い出ることができる。

2 学院長の許可があった場合、原則として初登校日に実施する。

3 追試験は、取得点数の 1 割 5 分を減じた点数をその得点とし、A, B, C をもって合格とする。

(再試験)

第 8 条 1 学科試験において得点が合格点に達しない場合には、指定された期日までに所定の用紙（様式第 9 号）に受験料（3,000 円）を添えて願い出ることにより、再試験を受けることができる。

- 2 再試験は、1科目につき原則1回限りとする。
- 3 再試験は、60点以上をもって当該科目の合格とする。ただし、評価は一律Cとする。

(臨地実習履修資格)

- 第9条
- 1 基礎看護学実習Ⅰの単位を習得しなければ基礎看護学実習Ⅱを履修することができない。
 - 2 基礎看護学実習Ⅱの単位を修得しなければ各領域における実習を履修することができない。
 - 3 領域別実習で4単位以上の未修得があれば、統合実習を履修することができない。
 - 4 学科進度上、別に定める教育課程の単位を修得、または見込みでなければ、それぞれの実習を履修することができない。

(臨地実習評価)

- 第10条
- 1 実習評価は、基礎看護学実習、成人看護学実習、老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護論実習、統合実習の8科目について行う。
 - 2 実習評価の対象は、当該実習時間数の3分の2以上を出席した者で、指定期日までに実習記録を提出した者とする。
 - 3 実習の評価は、学科試験の評価に準ずる。その評価は、専任教員と臨地実習指導者が行う。

(追実習)

- 第11条
- 1 疾病、その他やむをえず実習に行けなかった場合は、追実習願(様式第9号)に証明書類を添えて願い出ることができる。
 - 2 追実習の許可は、教員会議で実習期間および内容について協議し、学院長が決定する。
 - 3 追実習は、取得点数の1割5分を減じた点数をその得点とし、A, B, Cをもって合格とする。

(再実習)

- 第12条
- 1 実習評価において得点が合格点に達しない場合は、指定された期日までに所定の用紙(様式第9号)に再実習料(10,000円)を添えて願い出ることができる。
 - 2 再実習の許可は、教員会議で実習期間および内容について協議し、学院長が決定する。
 - 3 再実習は、60点以上をもって当該科目の合格とする。ただし、評価は一律Cとする。

(履修および卒業の認定)

- 第13条 1 履修の認定は、学科試験および臨地実習評価の成績に基づき、単位修得認定会議において協議し、学院長が決定する。
- 2 単位修得の条件に関しては、次の各号を満たす者とする。
- 1) 各授業科目の出席すべき時間数の3分の2以上を達している者。
 - 2) 当該学生において履修すべき科目試験に合格している者。単位を取得しない科目がある場合、在学期間中に修得する。なお限度は6年とする。
- 3 卒業の認定は、学科試験および臨地実習評価の成績に基づき、単位修得認定会議において審議し、運営会議で決定する。

(既修得単位の認定)

- 第14条 1 入学前に履修している授業科目について既修得単位の認定を受けようとする者は、次の書類を添えて申請することができる。
- 1) 既修得単位認定申請書(様式第12号)
 - 2) 在籍していた学校(大学等)の発行する成績証明書、単位修得証明書および履修案内(シラバス等)
- 2 前項の規定により習得とみなされる単位は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野として全体の2分の1を超えない範囲とする。
- 3 既修得単位は、当該科目の担当教員(講師)が審査し、学院長の認定により習得とみなす。
- 4 当該科目においての成績評価は、認定と表記する。

(欠席、欠課、遅刻、早退)

- 第15条 1 病気その他やむを得ない理由により、欠席、欠課、遅刻、早退しようとするときは、あらかじめ欠席届(様式7-①号)、欠課、遅刻、早退届(様式7-②号)を提出しなければならない。なお、急病等その他特別の事情のためあらかじめ届出ができない場合には、必ず事前に連絡をし、登校後直ちに書面で提出しなければならない。
- 2 病気による欠席日数が引き続き1週間以上に及ぶときは医師の診断書を添えなければならない。